

加古川市上下水道局週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領
(土木工事)

令和 7 年 3 月 31 日
管 理 者 決 定

加古川市上下水道局の週休２日制度を活用する土木工事に係る事務の取扱については、加古川市週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領(土木工事)(以下、「要領」という。)を準用する。この場合において、要領２対象工事本文中「加古川市契約検査課」とあるのは「加古川市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の上下水道局週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領(土木工事)の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する工事から適用し、施行日前に公告した工事については、なお従前の例による。